

ECB理事会について

2012年8月3日

<即座の決定はなし>

ECB(欧州中央銀行)は8月2日(現地、以下同様)の理事会で政策金利の据え置きを決定しました。ドラギ総裁は記者会見で、利下げの議論はなされたものの、全会一致で時期尚早と判断したことを明らかにしました。利下げ以外の政策も何ら決定されなかったため、ECBの即座の対応を期待していた市場は失望しましたが、声明文の記述や記者会見での発言からは、危機克服に向けたECBの強い姿勢が伝わってきます。

具体的には、ユーロ圏のいくつかの国の国債の利回りが大幅に上昇するなど、金融市場の分断は顕著であり、金融市場の緊張が一段と強まる様であれば、成長とインフレの下振れをもたらし得るとの認識の下、中期的な物価安定の責務の範囲内で、新たな国債購入や非標準的措置の仕組みを今後数週間で形作ると明言しました。

スペイン国債利回りの推移



<新たな国債購入の仕組みを数週間で策定>

国債購入については、詳細は今後詰めるとしながらも、コンディショナリティ(財政再建や構造改革など、支援を受ける国が取り組むべき要件)が付随するもので、これまでのSMP(証券市場プログラム)とは異なったやり方になること、国名や金額などを明らかにすること、残存期間が短い債券を対象にすること(これを受けて、スペインの2年国債利回りは10年国債利回りとは対照的に低下しました)、などへの言及がなされました。SMPの実施はECBの裁量によるところが大きかったものの、ECBの対応だけでは問題の根本解決は不可能なため、新たな国債購入は厳格なコンディショナリティに基づく方針であることを指摘しています。したがって、当該国がコンディショナリティを受け入れることを条件にEFSF(欧州金融安定基金)/ESM(欧州安定メカニズム)から支援を得ることを、ECBの国債購入の前提として謳っています。追加的な非標準的措置については、民間債券の購入の可能性を含め、議論が広範に行われる予定であるとされました。ただし、市場の関心が高いESMへの銀行免許の付与(ECBから直接資金調達が可能になる)の可能性については、ドラギ総裁は引き続き否定的な見解を示しました。

当資料のお取り扱いにおけるご注意

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和投資信託により作成されたものであり、勧誘を目的としたものではありません。■当資料は、各種の信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性が保証されているものではありません。■当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は当資料作成時点のものであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、また今後予告なく変更されることがあります。■当資料中における運用実績等は、過去の実績および結果を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

販売会社等についてのお問い合わせ⇒大和投資信託 フリーダイヤル 0120-106212(営業日の9:00~17:00) HP <http://www.daiwa-am.co.jp/>

7月26日のロンドンでの講演で、ドラギ総裁は「責務の範囲内で、ECBはユーロを守るためにあらゆる手段をとる」と発言しており、それとの比較で姿勢が後退しているのではないかとの質問に対しては、後戻りのできないユーロを守ることが本質で、政策姿勢はいささかも変化してないことを力説しました。

<ECBの対応は時間の問題>

ドラギ総裁は、新たな国債購入の実施を検討することに関して、唯一の反対があったことを明らかにし、それがバイトマン・ドイツ連銀総裁からであることを示唆しました。実施には詳細の決定を含めて時間を要することもあります。結局のところ、スペイン国債の利回りが足元で上昇しているとはいえ、ECBの意思決定に大きな影響を及ぼすドイツ連銀が即座の政策発動を容認する程には、危機が極まってないとも言えそうです。ECBは物価安定が唯一の責務であり、市場の「期待」に応じて動くわけではありません。それでも、声明文で「数週間で新たな政策措置の適切な仕組みを形作る」との方針が明記されたことに、ECBの本気度が窺い知れます。国債購入については、当該国が厳格なコンディショナリティの下にそれを要請することが前提ですが、自然体で債務問題が好転するとは考え難く、ECBの対応は時間の問題と考えられます。これまで同様、状況が悪化する前に動くことはないにせよ、状況が悪化すれば確実に動くECBの行動様式が改めて確認されました。

以上

お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大1.20750%（但し、最低2,625円）の委託手数料（税込）が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほかに為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の30%以上で、かつ30万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等：大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第108号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人第二種金融商品取引業協会